

# 令和6年度第2回名古屋市障害者施策推進協議会

日時:令和7年3月21日(金)13時30分

場所:中日ホール&カンファレンス ルーム1

○名古屋市障害者施策推進協議会委員名簿

(1ページ)

## 【議題・報告】

1 令和7年度障害福祉関係予算案について

【資料1】(3ページ)

2 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況について

【資料2】(7ページ)

3 名古屋市障害者基礎調査について

【資料3】(23ページ)

4 バリアフリー整備相談支援事業について

【資料4】(25ページ)

5 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の改正について

【資料5】(27ページ)

6 株式会社恵が運営する障害者グループホーム等への対応について

【資料6】(31ページ)

7 障害者基幹相談支援センターの実績について

【資料7】(35ページ)

8 宿泊施設の建築におけるバリアフリー化の基準の制定について

【資料8】(43ページ)

9 今後の名古屋市総合リハビリテーションセンターのあり方検討に係る懇談会について

【資料9】(49ページ)

10 その他

●名古屋市障害者施策推進協議会委員

(令和6年7月1日)

【学識経験者】

愛知淑徳大学教授

中京大学教授

大同大学准教授

金城学院大学准教授

弁護士

瀧 誠

伊藤 葉子

樋口 恵一

鍛冶 智子

高森 裕司

【障害者福祉事業従事者等】

名古屋市身体障害者福祉連合会会長

名古屋手をつなぐ育成会副理事長

名古屋市精神障害者家族会連合会会長

愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長

愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長

わっぱの会理事長

愛知県難病団体連合会事務局長

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長

愛知県精神障がい者福祉協会会長

名古屋市特別支援教育研究協議会会長

愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長

名古屋市視覚障害者協会副会長

名古屋市聴言障害者協会理事

名古屋手をつなぐ育成会青年の会副会長

名古屋サーティーン代表理事

橋井 正喜

濱田 智恵実

池山 豊子

高嶋 みえ

岡田 ひろみ

斎藤 縣三

牛田 正美

北村 榮章

王子田 剛

白木 則和

入谷 忠宏

新井 美千代

平野 千博

菊池 博明

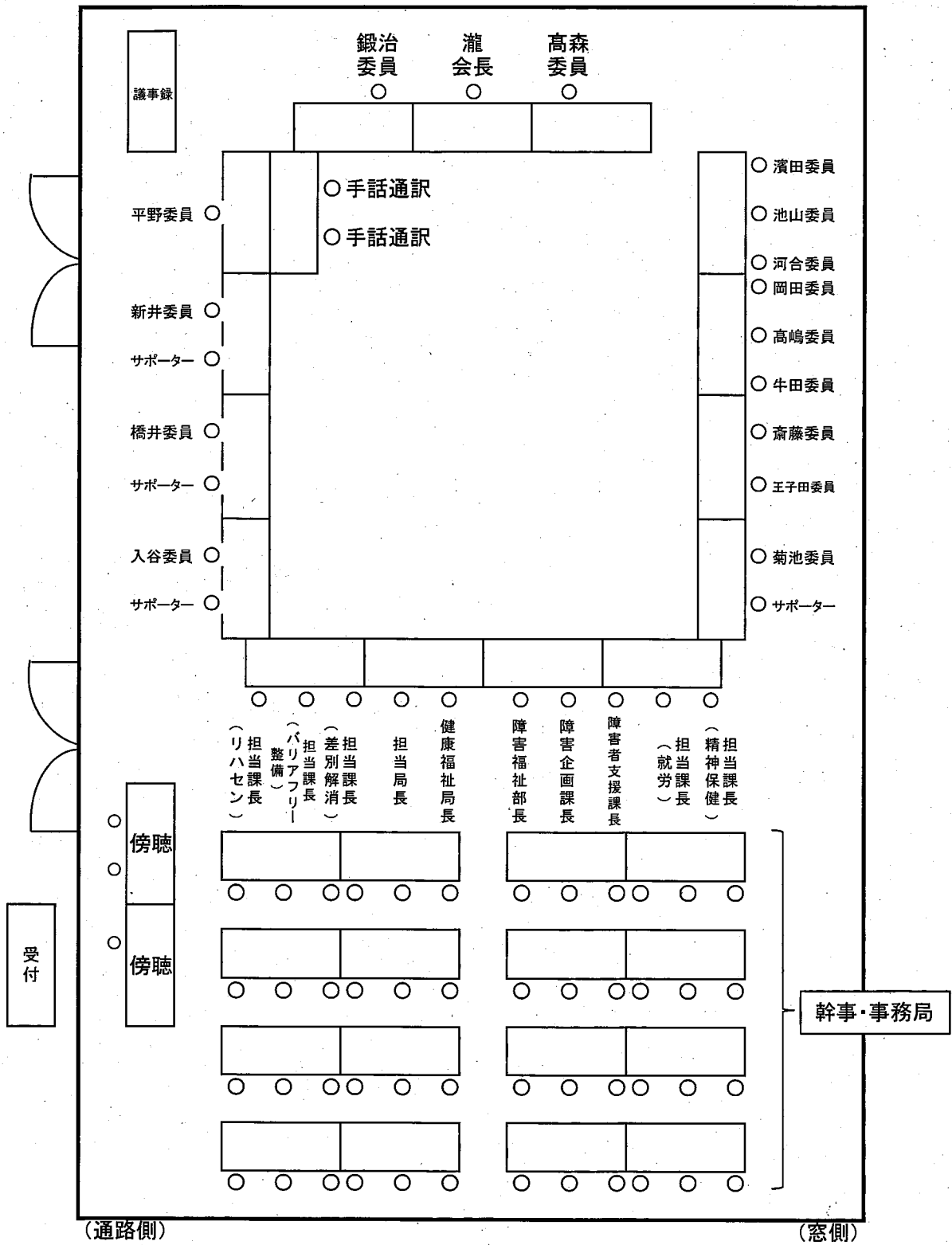
河合 俊光

名古屋市障害者基本計画（第5次）の進捗状況について（資料2）  
の正誤表

ページ※	場所	文章（誤）		文章（正）
9	1（1）ア	建築物・道路・公園などの福祉的 環境整備	→	ウェブアクセシビリティの推進
10	1（1）ア	建築物・道路・公園などの福祉的 環境整備	→	相談体制の充実
11	1（1）ア	建築物・道路・公園などの福祉的 環境整備	→	障害者基幹相談支援センターの体 制強化及び関係機関との連携強化
17	1（1）ア	建築物・道路・公園などの福祉的 環境整備	→	本市における推進体制の強化
21	1（1）ア	建築物・道路・公園などの福祉的 環境整備	→	個別避難計画作成の推進等

※（資料2）中のページ

第2回名古屋市障害者施策推進協議会 座席表



令和 7 年度障害福祉関係予算案の概要

1 令和7年度予算額及び対前年度伸び率

区 分	5 年度	6 年度	7 年度(案)	
一般会計	2.4%	5.2%	8.9%	1,617,187,000 千円
健康福祉関係	7.6%	0.3%	8.2%	674,324,674 千円
健康福祉費等	9.2%	-3.7%	3.0%	416,257,385 千円
子ども青少年費等	4.2%	8.6%	17.6%	258,067,289 千円
障害福祉関係	5.7%	12.5%	4.9%	138,175,657 千円

2 障害者自立支援制度の実施にかかる予算の推移

区 分	5 年度	6 年度	7 年度(案)
予算額	96,288,656 千円	108,145,825 千円	117,268,188 千円
対前年度 増減額	4,372,529 千円	11,857,169 千円	9,122,363 千円
対前年度 伸び率	4.8%	12.3%	8.4%

3 主な障害福祉関係予算(健康福祉局)

事 項	予算額(案) (百万円)	概 要
障害者グループホーム等の整備補助	144	居住の場である共同生活援助を行う施設等の整備 新規 3 カ所
障害福祉サービス事業者等指導監査体制の強化	4	障害福祉サービス利用者の権利擁護等を図るため、指導業務の一部委託化に向けた調査
障害支援区分認定の期間短縮に向けた取組み	77	障害支援区分認定に係る調査期間を短縮するため、認定調査委託の対象を一部変更
福祉特別乗車券の一斉更新に向けた福祉総合情報システムの改修等準備	297	現在交付している福祉特別乗車券が令和8年 10 月に有効期限を迎えるため、更新に必要なシステム改修を実施

事 項	予算額(案) (百万円)	概 要
民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助	333	JR名古屋駅 可動式ホーム柵(7・8番線) 5年度 設計 6~7年度 工事 近鉄名古屋駅 可動式ホーム柵(2・3番線) 6~8年度 工事 名鉄森下駅 エレベーター2基、段差解消等 7年度 設計 7~8年度 工事
バリアフリー整備相談支援事業	35	障害者等の当事者が、本市の施設整備に参画する場を設け、使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させる取組みを実施
指定福祉避難所備蓄物資購入等補助事業	21	要配慮者の避難生活の支援を図るため、指定福祉避難所の備蓄物資購入等に要する費用を補助
在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置購入補助事業	3	障害者及び難病患者等に対し、非常用電源装置の購入に要する費用を補助
公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児(者)への支援	25	医療・福祉・教育が一体となった発達障害に係る知見の蓄積及び支援への活用を図るための公立大学法人名古屋市立大学と連携した調査研究等
第8期障害福祉計画の策定調査	18	障害者総合支援法に基づき、福祉サービスの必要な見込量や確保策等を定める計画の策定準備 計画期間 9~11年度
重度訪問介護利用者の大学修学支援	8	障害者の社会参加を促進するため、重度訪問介護利用者の通学中及び大学構内での支援に係る報酬単価の増額

事 項	予算額(案) (百万円)	概 要
コミュニケーションカードの作成	1	聴覚障害者等の意思疎通支援として、買物等の外出先において円滑な意思疎通を図るためのコミュニケーションカードを作成
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	5	身体障害者手帳未交付の失語症者の社会参加を促進するため、意思疎通支援者派遣事業を利用できるように、対象者を拡大
視覚障害者に係る相談支援事業のモデル実施	18	医療機関に専門職を派遣し、福祉に関する相談や歩行訓練を実施する事業をモデル実施

#### 4 主な障害児福祉関係予算(子ども青少年局)

事 項	予算額(案) (百万円)	概 要
包括的な医療的ケア児支援ネットワークの構築	50	支援が必要な医療的ケア児を誰ひとりとして取り残すことなく、ライフステージを通じて切れ目なく支援をするため、多職種が連携したオーダーメイドのサポートチームによる支援体制の構築等
ヤングケアラー支援の推進	10	ヤングケアラーに関する理解・認識を高めるための広報啓発等に加え、ヤングケアラーが抱える悩みや問題について気軽に相談できる窓口を設置
障害児通所支援事業所等指導監査体制の強化	50	障害児通所支援事業所等への指導監査の効率化及び利用者へのサービス向上を図るため、運営指導の外部委託及びクラウドサービスを活用した指導監査に係る業務の改善を行う
在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置購入補助事業	5	障害児者及び難病患者等に対し、非常用電源装置の購入に要する費用を補助
早期子ども発達支援施策の推進	276	地域療育センター体制の拡充等を行い、早期子ども発達支援を必要とする子どもと保護者に適切な支援を実施する体制を整備

事 項	予算額(案) (百万円)	概 要
早期子ども発達支援体制に係る検討	7	令和6年度策定予定の「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」を踏まえ、適切な支援を実施するための体制についての検討を実施
重症心身障害児等のレスパイト支援事業	12	在宅で生活する重症心身障害児等を看護・介護する家族の負担軽減のための、訪問看護を利用したレスパイト
西部地域療育センター通園部送迎バスの増車	11	西部地域療育センター通園部門のバス送迎機能を強化することによる、利用者サービスの向上
発達障害者支援センターのあり方調査	9	より効率的・効果的な運営方法を検討するため、発達障害者支援センターに係る今後のあり方を調査
こどもホスピス支援に向けた調査等	4	病気や、重症心身障害などにより、生命を脅かされる状況にある子どもとその家族に対する支援の充実を図るため、実態調査等を実施 (健康福祉局と共管)



名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

資料 2

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第1 安全・安心な生活環境の整備		
1 福祉環境整備の促進		
(1) 全ての人が利用しやすい都市環境整備の促進		
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉都市環境整備指針に基づく整備の推進</li> <li>●バリアフリー整備相談支援事業の実施</li> </ul>
イ	公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★民間鉄道駅舎バリアフリー化設備設置補助(JR名古屋駅・近鉄名古屋駅、名鉄森下駅)</li> <li>ユニバーサルデザインタクシーの導入補助</li> </ul> <p>【地下鉄】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下鉄駅の旅客案内表示装置や地下鉄運行情報提供大型モニターを活用した案内情報の充実や多言語での表示を実施</li> <li>全駅に配備されているタブレット端末を活用した訪日外国人や聴覚に障害のある方などへの対応や、駅周辺情報等について音声、文字、画像での案内を実施</li> <li>鶴舞線可動式ホーム柵の整備 順次稼働(伏見駅から原駅の12駅)</li> <li>地下鉄駅エレベーターの整備 工事(伏見駅、御器所駅、本山駅、新瑞橋駅、瑞穂運動場西駅、本郷駅) 調査(池下駅、六番町駅、黒川駅、大須観音駅、ナゴヤドーム前矢田駅)</li> <li>地下鉄駅構内トイレのリニューアル 工事(名古屋駅始め12駅15か所)</li> <li>設計 ホームと車両の段差・隙間の改善 工事(名城・名港線 12駅(六番町駅、東海通駅、港区役所駅、茶屋ヶ坂駅、自由ヶ丘駅、本山駅、名古屋大学駅、八事日赤駅、八事駅、総合リハビリセンター駅、瑞穂運動場東駅、東別院駅)) 設計(桜通線)</li> <li>緊急時を含めた運行情報の提供が可能な車内案内表示装置の設置(100% 令和6年度完了)</li> </ul> <p>【市バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ノンステップバス車両の導入(100% 平成28年度完了)</li> <li>車内案内表示装置の設置(100% 平成14年度完了)</li> <li>車椅子スペースの設置(100% 平成14年度完了)</li> <li>バス車内への液晶式停留所名表示器の設置</li> </ul>
ウ	バリアフリーの理念の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉都市環境整備指針に基づく整備の啓発</li> <li>福祉のまちづくり推進会議の開催</li> </ul>
エ	使いやすさ向上のための整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉都市環境整備指針に基づく整備の推進</li> <li>●バリアフリー整備相談支援事業の実施</li> <li>やさしさマークの交付</li> <li>インターネットによるバリアフリー施設の情報提供</li> </ul>
(2) 人的支援によるバリアフリーの充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子「こんなときどうする」の発行</li> <li>障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発</li> <li>障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催</li> <li>ナゴヤあいサポート事業の実施</li> </ul>
(3) 移動円滑化のための面的な整備の推進		
ア	バリアフリー基本構想重点整備地区のバリアフリーの推進	重点整備地区のバリアフリーの推進
イ	バリアフリーのまちづくりに向けた取組強化	福祉のまちづくり推進会議の開催
ウ	福祉施設など周辺の面的なバリアフリーの推進	ユニバーサルゾーンの設置

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
2	住宅・住環境の整備の推進	
	(1) グループホームの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム(1,013か所、定員5,139人)</li> <li>・地域生活支援拠点事業所(9か所)</li> <li>・グループホーム整備補助 (令和6年度補正予算・令和7年度繰越明許) 新規(グループホーム1か所) (令和7年度当初予算)</li> <li>・新規(グループホーム2か所)</li> <li>・グループホーム設置費補助</li> <li>・グループホームバリアフリー化改修補助</li> </ul>
	(2) 市営住宅における住宅の確保など	
	ア 市営住宅における住宅の確保などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅への単身入居の実施</li> <li>・市営住宅を利用したグループホーム3か所</li> <li>・身体・知的・精神・難病等障害者を対象に実施</li> </ul>
	イ 市営住宅における福祉環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の福祉環境整備の実施</li> <li>・車いす利用者専用住宅の供給</li> </ul>
	(3) 民間賃貸住宅への入居支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者賃貸住宅入居等サポート事業</li> <li>・住宅確保要配慮者居住支援協議会の開催</li> <li>・住まいサポートなごや(居住支援コーディネート事業)の実施</li> <li>・民間賃貸住宅入居相談の実施</li> <li>・障害者等の住宅確保要配慮者を受入れる民間賃貸住宅等の情報提供</li> </ul>
	(4) 住宅の環境整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者住宅改造補助金の支給</li> </ul>
3	選挙における配慮	
	(1) 候補者情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>【市長選挙及び市議会議員選挙】</li> <li>・公報全文を内容とした点字・音声による候補者情報を希望者及び視覚障害者団体に配付</li> <li>・令和9年執行予定の市議選の選挙公報全文を内容とした音声による候補者情報を視覚障害者団体以外の障害者団体や障害者施設に対しても配付できるように検討</li> </ul>
	(2) 投票環境の向上	
	ア 円滑な投票の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害特性に配慮した設備(投票所内の掲示や備品)の充実 (令和6年10月執行の衆院選から、視覚障害者のために投票用紙記入補助具を各投票所に導入)</li> <li>・段差解消の可能な投票所の選定 仮設スロープ設置等により段差解消済みの投票所数:363か所中363か所(R6.11市長選挙時点)</li> <li>・仮設スロープ設置が困難で段差未解消の投票所(人的介助を実施):363か所中0か所(R6.11市長選挙時点)</li> </ul>
	イ 代理投票における対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙人の意思確認にあたっては選挙人の状況に応じて、きめ細かく適切に対応するよう周知・徹底</li> </ul>
	ウ 投票に関する支援の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「投票支援カード」の導入やコミュニケーションボードの設置等、投票に関する支援について市公式ウェブサイトへの掲載等により周知</li> </ul>
	(3) 障害(者)理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票所に従事する職員の理解と意識を高め、障害特性に応じた適切な対応ができるよう周知・徹底</li> </ul>

## 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
1 情報のバリアフリー化の推進		
(1) 市政情報のバリアフリーの推進		
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	・名古屋市公式ウェブサイトの運営(適合レベルAA準拠) ・ウエルネットなごやの運営(適合レベルAA準拠)
イ	広報誌などの情報バリアフリーの推進	・広報なごや点字版・点字データ、音楽CD版・デジ版の作成 ・障害者福祉のしおりの点字版、音声版、わかりやすい版の作成 ・障害者総合支援法による各種サービスのご案内の点字版の作成
ウ	人的支援による情報バリアフリーの推進	・障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催
(2) ICT機器利用の促進		
・日常生活用具の給付		
2 情報・意思疎通の支援の充実		
(1) 意思疎通支援に関する支援者の養成や活用の推進		
ア	意思疎通支援に関する支援者派遣の推進	・手話通訳者の派遣 ・要約筆記者の派遣 ・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 ●失語症者向け意思疎通支援者の派遣 ・代筆・代読事業の実施
イ	意思疎通支援に関する支援者の養成等の推進	・手話奉仕員の養成 ・手話通訳者の養成 ・要約筆記者の養成 ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成 ・点訳奉仕員の養成 ・朗読奉仕員の養成
ウ	知的障害者・発達障害者などへの意思疎通支援	・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の実施 ・障害者通院時コミュニケーション支援事業の実施
(2) 情報・意思疎通に関する理解の促進		
ア	情報・意思疎通に関する啓発の実施	・聴覚障害者文化活動フェスティバルの開催 ・啓発冊子「こんなときどうする」の発行
イ	本市における理解の促進	・意識のバリアフリー行動宣言 ・タブレット端末を活用した区役所窓口等での遠隔手話通訳対応等 ・障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催
(3) 意思疎通が困難な障害者への支援		
・ヘルプカードの配布 ★コミュニケーションカードの配布		

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進		
1 障害を理由とする差別の解消の推進		
(1) 障害者差別の相談・紛争解決の取組みの推進		
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	・障害者差別相談センターの運営
イ	紛争の解決	・障害者差別解消調整委員会の開催
(2) 職員などの理解促進		・障害理解の促進及び障害者差別解消にかかる職員等研修の開催 ・意識のバリアフリー行動宣言(周知啓発、名刺シート作成)
(3) 事業者及び市民の理解促進		
ア	事業者の理解促進	●障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発 ・ナゴヤあいサポート事業の実施
イ	市民の理解促進	●障害者差別解消法及び障害者差別解消推進条例に関する広報・啓発 ・障害者への合理的配慮の提供への助成 ・ナゴヤあいサポート事業の実施
(4) 地域における障害者差別解消の推進		・障害者差別解消支援会議の開催
2 障害者虐待の防止		
(1)	養護者による虐待の対応	【障害者虐待相談支援事業の実施】 ・障害者虐待相談センターの運営 ・障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置 ・障害者短期入所ベッド確保等事業の実施
(2)	施設従事者等による虐待の対応	・高齢・障害福祉職員研修の実施 ・名障連研修
3 権利擁護の推進		
(1)	障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援	・障害者・高齢者権利擁護センター(市内4カ所)に対する運営助成
(2)	成年後見制度の利用促進	【成年後見制度利用支援事業の実施】 ●成年後見あんしんセンターの運営(市民後見人の養成・支援等) ・成年後見制度利用促進計画の推進
4 広報・啓発活動の推進		
ア	障害者週間などにおける当事者参加による啓発	・障害者と市民のつどい(ふれあい広場、スポーツイベント、障害者週間記念のつどい)の開催 ・福祉の店 ・区自立支援連絡協議会による啓発事業 ・障害者を講師とする車いすバスケットボール体験教室の実施
イ	人権週間や発達障害者啓発週間などにおける啓発	・なごや人権啓発センターにおける啓発事業の実施 ・「世界自閉症啓発デー」をはじめとした発達障害の普及啓発
ウ	障害特性に応じたきめ細やかな啓発	・ヘルプマークの配布
エ	広報媒体を通じた啓発	・広報なごや(障害者週間) ・市公式ウェブサイト(啓発冊子「こんなときどうする」の公開等)
オ	講師の派遣による啓発	・ナゴヤあいサポート事業の実施 ・出前講座(障害者差別相談センター)の実施
カ	「障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック(こんなときどうする?)」の活用	・ガイドブックの配布(公共施設、民間店舗等) ・ガイドブックの点字版・音声版の配布
キ	地域に根差した啓発活動	・区自立支援連絡協議会による啓発事業

## 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第4	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
1	相談支援体制の充実	
(1)	地域における相談支援体制の充実	
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児者の将来や親亡き後を見据えた地域環境づくりを行い、障害児者が安心して暮らし続ける社会の構築を目指すため、各区障害者基幹相談支援センターに1名ずつ「地域連携コーディネーター」を配置</li> <li>・区自立支援連絡協議会の開催</li> <li>・区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催</li> </ul>
イ	特定及び一般相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児・者相談支援事業補助の実施</li> </ul>
ウ	多様な障害への専門的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次脳機能障害支援事業の実施</li> <li>・難病患者医療生活相談事業の実施</li> <li>・難病訪問、相談支援事業の実施</li> <li>・発達障害者支援センター(りんくす名古屋)の運営</li> <li>・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置(2名)</li> <li>・発達障害者支援体制整備検討委員会(発達障害者支援地域協議会)の設置</li> <li>★発達障害者支援センターのあり方調査</li> <li>★視覚障害者に係る相談支援事業のモデル実施</li> </ul>
エ	医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置</li> <li>・医療的ケア児の支援に関する情報発信</li> <li>●医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの養成及び多職種が連携したオーダーメイドのサポートチームによる支援体制の構築</li> <li>・医療的ケアが必要な児童の支援体制の強化を図るためのスーパーバイザーを5名(シニアスーパーバイザー1名を含む)配置</li> <li>・医療的ケア児支援コーディネーター業務のフォローアップを目的とした現任研修の実施</li> <li>・医療的ケア児の支援に関する職員向け研修の実施</li> <li>★医療的ケア児の保護者同士が交流したり、悩みを共有することができる医療的ケア児の子育てサロンを実施</li> </ul>
(2)	様々な相談活動への支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者援護促進事業の支援</li> </ul>

2 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実		
(1) 在宅サービスの拡充		
ア	訪問系サービスの拡充	・自立支援給付で実施
イ	短期入所サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時受入事業の実施</li> <li>・重症心身障害児(者)短期入所事業補助の実施</li> <li>・障害児(者)緊急短期入所空床確保事業の実施</li> <li>・地域生活支援拠点事業所での緊急時受入れの実施(9か所)</li> <li>・地域生活支援推進事業所の登録</li> <li>・短期入所整備補助</li> <li>(令和6年度補正予算・令和7年度繰越明許)</li> <li>新規(短期入所1か所(併設型))</li> <li>(令和7年度当初予算)</li> <li>新規(短期入所2か所(併設型・単独型))</li> </ul>
ウ	配食サービスの実施	・身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者を対象に実施
(2) 外出支援策の推進		
ア	移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業の実施(重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施)</li> <li>・移動支援事業従業者養成支援事業</li> <li>・移動支援事業従業者養成研修事業</li> </ul>
イ	身体障害者補助犬の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者補助犬の飼育費助成</li> <li>・介助犬・聴導犬の認定</li> <li>・盲導犬訓練施設への補助</li> </ul>
ウ	福祉特別乗車券の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営交通、ゆとりーとライン、あおなみ線で適用</li> <li>・名鉄、近鉄、JR東海及び名鉄バス、三重交通バスの市内運行区間で適用</li> </ul>
エ	タクシー料金の助成など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー料金の助成</li> <li>・重度身体障害者リフトカー運行事業</li> <li>・自動車改造の助成</li> <li>・自動車運転免許取得の助成</li> </ul>
(3) 日中活動の場の充実		
ア	生活介護事業の充実	・自立支援給付で実施
イ	精神障害者地域活動支援事業の充実	・精神障害者地域活動支援事業(16か所・障害者基幹相談支援センター業務として位置付け)
ウ	デイサービス型地域活動支援事業の充実	・デイサービス型地域活動支援事業
エ	作業所型地域活動支援事業などの充実	・作業所型地域活動支援事業等
(4) 福祉的就労の場などの充実		
ア	働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付で実施</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウェルジョブなごや)の運営</li> <li>・重度障害者等就労支援事業の実施</li> </ul>
イ	一般就労に向けた訓練の場の充実	●自立支援給付で実施
(5) 地域生活の場の確保		
ア	グループホームの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム(1,013か所、定員5,139人)</li> <li>・地域生活支援拠点事業所(9か所)</li> <li>・グループホーム整備補助</li> <li>(令和6年度補正予算・令和7年度繰越明許)</li> <li>新規(グループホーム1か所)</li> <li>(令和7年度当初予算)</li> <li>新規(グループホーム2か所)</li> <li>・グループホーム設置費補助</li> <li>・グループホームバリアフリー化改修補助</li> </ul>
イ	地域生活支援拠点事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点事業所(9か所)</li> <li>・地域生活支援推進事業所の登録</li> </ul>
ウ	福祉ホームの確保	・身体障害者福祉ホーム(8か所)
(6) 自立訓練(機能訓練、生活訓練)の充実		
		・総合リハビリテーションセンターにおける機能訓練
(7) 福祉用具などの研究開発・普及促進と利用支援		
ア	福祉用具の研究開発の推進	・補装具製作施設の運営
イ	福祉用具などの普及促進と利用支援の推進	・福祉用具プラザの運営

(8) 経済的施策の充実		
ア	各種手当の支給	・障害児福祉手当の支給 ・特別障害者手当の支給 ・重度障害者給付金の支給
イ	障害者医療費助成の実施	・身体障害者手帳1～3級 (じん臓機能障害の場合は1～4級、進行性筋萎縮症の場合は1～6級)、 知能指数50以下、自閉症状群、 精神障害者保健福祉手帳1、2級、 特定医療費受給者証所持者のうち日常生活が著しい制限を受けると医師に 証明された方を対象に実施
3 地域生活への移行支援		
(1)	地域移行支援・地域定着支援などの拡充	・自立支援給付で実施 ・障害児・者相談支援事業補助の実施
(2)	地域生活体験事業などの実施	・身体障害者自立生活体験事業の実施 ・障害者(施設入所者)地域生活移行訓練事業補助の実施 ・地域生活支援拠点事業所での地域生活体験利用の実施(9か所) ・地域生活支援推進事業所の登録
4 重度障害児者への対応		
(1) 重度障害児者への支援の充実		
ア	重症心身障害児者施設の運営	・指定管理者による運営(生活の場としての生活支援、短期入所や相談支援 による在宅支援等)
イ	在宅重症心身障害児者への訪問指導	・在宅重症心身障害児者訪問療育指導の実施
ウ	重症心身障害児小規模通所援護事業の実施	×重症心身障害児小規模通所援護事業の廃止(令和7年3月末)
エ	日中活動の場への受け入れの確保	・重症心身障害者等受入補助(医療的ケア受入加算あり)を実施(対象:生活 介護、デイ型地活事業所) ・重症心身障害者受入施設補助を実施(対象:入所施設)※通所施設は上記 で対応
オ	地域での居住の場の確保	・障害者住宅改造補助金の支給  ・グループホーム(1,013か所、定員5,139人) ・地域生活支援拠点事業所(9か所) ・グループホーム整備補助 (令和6年度補正予算・令和7年度繰越明許 新規(グループホーム1か所) (令和7年度当初予算) 新規(グループホーム2か所) ・グループホーム設置費補助 ・グループホームバリアフリー化改修補助
(2)	強度行動障害を有する者への支援	・強度行動障害者受入補助の実施(対象:生活介護事業所) ・強度行動障害者受入環境整備補助の実施 ●強度行動障害者支援事業(専門支援員派遣(7名)、相談支援、支援者養成 研修からなる総合事業)の実施
(3)	重度障害児者の生活の場としての施設の確保	・障害者支援施設(15か所)  ・年齢超過児の地域生活や障害者施設への移行促進 ・障害児入所施設(2か所) ★障害児入所施設(愛松学園)の改築(令和7～8年度改築工事)
5 サービスの質の向上と多様なサービス提供体制の充実		
(1)	サービスの質の向上	・情報公表制度、名古屋市障害福祉サービス新規参入者研修の事業実施、新 規事業者向け研修、定期的な事業者の運営指導、集団指導等 ・苦情相談窓口の設置及び指定指導業務等の一部委託

(2) 多様なサービス提供体制の充実		
ア	従事者の育成と研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルパー現任研修の実施</li> <li>・移動支援事業従業者養成研修事業の実施</li> <li>・高齢・障害福祉職員研修の実施</li> </ul>
イ	福祉人材育成における支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢・障害福祉職員研修の実施</li> <li>・障害児通所支援事業所等に就く職員への研修の実施</li> <li>・医療的ケア児支援者養成研修の実施</li> </ul>
ウ	福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉の仕事フェアの開催</li> <li>・介護職イメージアップ広報等の実施</li> <li>・ガイドヘルパー啓発に関するチラシの作成・配布</li> <li>・外国人介護人材等導入支援事業</li> <li>・外国人技能実習生(介護職種)受け入れ支援事業の実施</li> <li>・介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナーの開催</li> <li>●障害福祉職員奨学金返済支援事業</li> <li>・移動支援事業従業者養成支援事業</li> </ul>
6	障害者の重度化・高齢化などに対する施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付で実施(自立生活援助、共生型サービス、介護保険の利用者負担の償還制度等)</li> <li>・区自立支援連絡協議会の開催</li> </ul>
7	スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実	
(1)	レクリエーション施設などのバリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センター等について、バリアフリー相談支援事業等を活用し、施設の現状に合わせた対応を検討</li> </ul>
(2)	障害者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洋式化等の改修(南陽プール)</li> </ul>
ア	障害者がスポーツに親しめる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者スポーツセンターの運営</li> <li>・身近な地域での障害者スポーツの推進</li> <li>・市内各スポーツセンターにおいて、障害者を対象とした講座・教室を原則無料で実施</li> <li>・スポーツ施設の指定管理者向け研修会の実施</li> <li>・障害者スポーツセンターの改修工事</li> <li>・新たな障害者スポーツセンターの整備</li> <li>●障害者のスポーツ習慣定着化支援事業</li> </ul>
イ	障害者スポーツの普及振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市スポーツ大会の開催</li> <li>・全国スポーツ大会への選手派遣</li> <li>・各種の体験会を通じた障害者スポーツの普及振興を実施</li> <li>・小中学校への障害者スポーツ体験出前授業の実施</li> <li>・障害者スポーツ競技用補装具等購入費用助成事業の実施</li> </ul>
ウ	障害者スポーツを支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ指導員、ボランティアの養成、学生インターンの受け入れ</li> <li>●障害者のスポーツ習慣定着化支援事業</li> </ul>
(3)	文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋フィルハーモニー交響楽団主催の福祉コンサートの開催</li> </ul>
(4)	スポーツや文化芸術活動を通じた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者作品展示会の開催</li> </ul>
(5)	共に学べる生涯学習の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者と市民のつどいでスポーツイベントを実施</li> </ul>
ア	学習プログラムなどの内容充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者対象講座の実施</li> </ul>
イ	生涯学習を支えるボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対するボランティア養成講座の実施</li> </ul>
8	意思決定支援の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援ガイドラインの普及啓発</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>【成年後見制度法人後見支援事業の実施】</li> <li>●成年後見あんしんセンターの運営(市民後見人の養成・支援等)</li> <li>・成年後見制度利用促進計画の推進</li> </ul>



## 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第5 保健・医療の推進		
1 障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見		
(1)	乳幼児に対する障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見	・乳幼児健康診査の実施
(2)	健康づくりの推進	・健康教育の実施 ・健康相談の実施 ・骨粗しょう症検診の実施 ・歯周疾患検診の実施 ・特定健康診査・特定保健指導の実施
2 精神保健・医療施策の推進		
(1)	精神障害に対する正しい理解の促進とこころの健康づくりの推進	・普及啓発(保健センターにおける地域密着企画事業の実施)
(2)	精神科病院における適正な医療の確保	
	ア 人権に配慮した適正な医療の確保	・精神科病院に対する実地指導、実地審査の実施
	イ 精神科病院における虐待防止の推進	●虐待通報窓口の評価体制整備と研修の実施
(3)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	
	ア 保健・医療・福祉関係者などによるネットワークの構築	・名古屋市精神障害者支援地域調整会議の開催 ・名古屋市精神障害者支援地域ブロック調整会議の開催 ・合議体による措置入院者退院後支援計画の作成・交付 ・地域包括ケアシステム構築推進研修の実施
	イ 地域で生活する精神障害者の病状の重篤化を防ぐ体制の整備	・精神科救急医療システムの運営 ・未治療者・医療中断者へのアウトリーチによる支援体制の構築の検討(モデル事業2か所) ・身近で支える心のサポーターを養成するための研修の実施
(4)	精神障害者の地域への円滑な移行や一層の定着の推進	
	ア 住まいの確保支援に向けた検討	・精神障害者居住体験支援モデル事業
	イ ピアサポートの活用	・精神障害者ピアサポート活用事業の実施 ・精神障害者地域移行支援ピアサポーター養成研修の実施
	ウ 地域生活支援に係る質の向上	・社会資源見学事業の実施 ・精神障害者居住体験支援モデル事業
(5)	依存症対策	
	ア 依存症相談拠点	・精神保健福祉センターにおける依存症相談窓口の開設 ・依存症回復支援プログラムの実施
	イ 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定	・依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定(依存症治療拠点1か所) ・医療機関等職員への依存症に関する研修等の実施(2回) ・依存症専門医療機関開設支援事業の実施
	ウ 依存症問題に取り組む自助団体への支援	・自助団体への補助事業の実施

3 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実		
(1) 医療施策の充実		
ア	適切な医療の提供	
イ	障害者医療費助成の実施	・身体障害者手帳1～3級(じん臓機能障害の場合は1～4級、進行性筋萎縮症の場合は1～6級)知能指数50以下、自閉症状態、精神障害者保健福祉手帳1、2級、特定医療費受給者証所持者のうち日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方を対象に実施
ウ	歯科医療の充実	・在宅ねたきり者訪問歯科診査の実施 ・歯科医療従事者養成事業の実施 ・名古屋歯科保健医療センターの運営助成
(2) リハビリテーションの充実		
ア	総合リハビリテーションセンターの運営	・指定管理者による運営(生活の場としての生活支援、短期入所や相談支援による在宅支援等)
イ	高次脳機能障害者への支援の充実	・総合リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害者支援センターの運営
ウ	視覚障害者への支援の充実	・総合リハビリテーションセンターにおける機能訓練の実施
4	障害者の健康づくりの推進	・生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、健康なごやプラン21(第3次)に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供など各種の健康増進施策を推進
5 難病対策の推進		
(1)	特定医療費助成制度等の実施	・特定医療費助成制度の実施 ・登録者証の発行
(2)	難病相談支援事業の実施	・難病患者医療生活相談事業の実施 ・難病訪問、相談支援事業の実施
6	保健・医療・福祉の連携強化	・区自立支援連絡協議会の開催 ・区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催  ・医療的ケア児の支援に係る協議の場の設置 ●医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの養成及び多職種が連携したオーダーメイドのサポートチームによる支援体制の構築 ・医療的ケアが必要な児童の支援体制の強化を図るためのスーパーバイザーを5名(シニアスーパーバイザー1名を含む)配置 ・医療的ケア児支援コーディネーター業務のフォローアップを目的とした現任研修の実施 ・医療的ケア児の支援に関する職員向け研修の実施

名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第6 雇用・就業の支援		
1 就労の推進		
(1) 関係機関との連携強化		
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・障害者職業能力開発プロモーター(2名)の配置</li> <li>・名古屋市障害者雇用支援センター(1か所)運営補助</li> <li>・障害者就労支援センター(2か所)運営補助</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウエルジョブなごや)の運営</li> </ul>
イ	経済団体や事業主、就労支援機関などとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・障害者職業能力開発プロモーター(2名)の配置</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウエルジョブなごや)の運営</li> </ul>
ウ	啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進トップセミナーの開催</li> <li>・障害者就労支援説明会の開催(特別支援学校等対象)</li> <li>・障害者雇用促進セミナーの開催</li> <li>・障害者雇用企業見学会の開催(動画配信)</li> <li>・福祉の店の開催</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウエルジョブなごや)の運営</li> </ul>
(2) 本市の障害者雇用の推進		
ア	計画的な職員採用	<p>【総務局人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者正規職員の採用</li> <li>・知的障害者正規職員の採用</li> <li>・精神障害者正規職員の採用</li> <li>・身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・知的障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・精神障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・障害者採用準備事業の実施</li> <li>・障害者職場定着支援等事業の実施</li> <li>・ワークステーションの運営(支援員2名、スタッフ6名)</li> <li>★就労定着支援ツールの導入</li> </ul> <p>【教育委員会総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者正規職員の採用</li> <li>・知的障害者正規職員の採用</li> <li>・精神障害者正規職員の採用</li> <li>・身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・知的障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> <li>・精神障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> </ul> <p>【教育委員会教職員課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者会計年度用務業務補助員の採用</li> <li>・知的障害者会計年度用務業務補助員の採用</li> <li>・精神障害者会計年度用務業務補助員の採用</li> </ul> <p>【健康福祉局障害者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者採用準備事業の実施</li> <li>・障害者職場定着支援等事業の実施</li> </ul>
イ	重度障害者の採用	<p>【総務局人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者正規職員の採用</li> <li>・身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> </ul> <p>【教育委員会総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者正規職員の採用</li> <li>・身体障害者会計年度庶務事務職員の採用</li> </ul>
(3) 障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ		
ア	障害者雇用促進企業の優先発注などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針</li> <li>・障害者雇用促進企業認定等制度</li> <li>・障害者雇用優良企業の表彰</li> </ul>
イ	障害者就労施設などの製品の販売支援などの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針</li> <li>・障害者雇用促進企業認定等制度</li> <li>・共同受注窓口の活用</li> <li>・福祉の店の開催</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウエルジョブなごや)の運営</li> </ul>

(4) 福祉的就労の場などの充実(再掲)		
ア	働く場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付で実施</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウェルジョブなごや)の運営</li> <li>・重度障害者等就労支援事業の実施</li> </ul>
イ	一般就労に向けた訓練の場の充実	●自立支援給付で実施
(5) 多様な就労形態への支援		
ア	求められる多様な就労形態に対応した企業開拓などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用促進トップセミナーの開催</li> <li>・障害者雇用促進セミナーの開催</li> <li>・障害者雇用企業見学会の開催(動画配信)</li> <li>・障害者職業能力開発プロモーター(2名)の配置</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウェルジョブなごや)の運営</li> <li>・障害者雇用優良企業の表彰</li> </ul>
イ	就労定着の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労定着支援事業の実施</li> <li>・障害者就労支援推進会議の開催</li> <li>・障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・就労移行支援事業所連絡会の開催</li> <li>・名古屋市障害者雇用支援センター(1か所)運営補助</li> <li>・障害者就労支援センター(2か所)運営補助</li> <li>・障害者採用準備事業の実施</li> <li>・障害者就労支援窓口(ウェルジョブなごや)の運営</li> <li>・重度障害者等就労支援事業の実施</li> </ul>
(6) 就業の確保、就労定着支援、生活支援を含めた就労の安定を図るための総合的な相談支援体制の推進		
ア	障害者就労などの支援機関による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労支援機関連絡会の開催</li> <li>・名古屋市障害者雇用支援センター(1か所)運営補助</li> <li>・障害者就労支援センター(2か所)運営補助</li> </ul>
イ	障害者の能力や適性に応じた職業リハビリテーションの実施	総合リハビリテーションセンターにおける就労支援(高次脳機能障害に係るジョブコーチの配置等)
(7) 特別支援学校高等部における就労支援		
ア	特別支援学校高等部における就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援コーディネーターの配置</li> <li>・職業指導講師の配置</li> </ul>
イ	企業などへの就労支援のための教育・福祉・企業などの連携	職業自立推進運営委員会の開催

## 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第7 教育・発達支援の充実		
1 相談・支援体制の拡充		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区自立支援連絡協議会の開催</li> <li>区自立支援連絡協議会が抱える課題等を集約し、市の施策等に反映する仕組みとして、市自立支援連絡会を開催</li> </ul>
ア	各相談支援機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域療育センターの運営</li> <li>●地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営(3か所)</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施(5か所)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>心理検査結果の資料交換</li> <li>各相談機関とのよりよい連携に向けた協議</li> </ul>
イ	障害児相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児相談支援事業の実施</li> <li>公立児童発達支援センターの運営</li> <li>民間児童発達支援センター相談支援事業に係る補助金の支給</li> </ul>
ウ	発達支援・教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>「なごやっ子サポートリレーシート」の実施</li> <li>名古屋市特別支援教育連携会議の開催</li> </ul>
エ	発達障害者に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援センター(りんくす名古屋)の運営</li> <li>発達障害者支援センターによる関係機関への助言・研修の実施及び地域住民への普及啓発</li> <li>発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置(2名)</li> <li>ペアレントプログラムの実施・普及促進</li> <li>●公立大学法人名古屋市立大学と連携した発達障害児者への支援の実施</li> </ul>
オ	子どもの発達が気になる段階からの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>いこいの家事の実施(16か所)</li> <li>●地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営(3か所)</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施(5か所)</li> </ul>
カ	学校と公共職業安定所などとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業自立推進運営委員会の開催</li> </ul>
2 発達支援体制の充実		
(1) 早期発達支援体制の整備		
ア	地域療育センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針2029」に基づく、地域療育センター拡充の推進</li> <li>●地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営(3か所)</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施(5か所)</li> <li>早期発達支援担当職員向け研修本格実施</li> <li>3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化</li> </ul>
イ	児童発達支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づいた児童発達支援事業所の指定・指導</li> <li>児童発達支援事業所に従事する職員への研修の実施</li> <li>児童発達支援センターにおける重症心身障害児及び医療的ケア児の受入体制の強化</li> <li>3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化</li> </ul>
ウ	地域における発達支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等療育支援事業の実施</li> </ul>
エ	子ども発達支援に関する体系的研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期発達支援担当職員向け研修本格実施</li> </ul>
オ	家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域療育センターの運営</li> <li>●地域療育センターにおける地域支援・調整部門の運営(3か所)</li> <li>地域療育センターにおける初診前サポート事業の実施(5か所)</li> </ul>
(2) 多様化する発達支援ニーズへの対応		
ア	放課後等デイサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令に基づいた放課後等デイサービス事業所の指定・指導</li> <li>放課後等デイサービス事業所に従事する職員への研修の実施</li> </ul>
イ	保育所等訪問支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等訪問支援事業の実施</li> </ul>
ウ	居宅訪問型児童発達支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅訪問型児童発達支援の実施</li> </ul>
(3)	サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援施策について情報を提供する各種パンフレットの発行</li> <li>子ども発達支援ウェブサイト「すてっぷサポート」の運用</li> <li>法令に基づいた障害児通所支援事業所等の指定・指導</li> </ul>

3 学校教育の充実		
(1) 教育的ニーズに応じた教育の推進		
ア	就学時、進学時における適切な就学先決定の実施	・教育支援委員会の開催
イ	障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援の実施	・特別支援学級の設置・運営 ・通級指導教室の設置・運営
(2) 特別支援学校の過大化による教室不足の解消		・天白特別支援学校の増築
(3) 学校における医療的ケアの実施		・看護介助員の配置
(4) 適切な指導の推進		
ア	適切な指導のための関係機関との連携強化	・専門家チームの派遣
イ	個別の教育支援計画の策定と活用の推進	・個別の教育支援計画の作成と活用を推進
ウ	障害に対する理解や交流及び共同学習の推進	・各学校での障害のない児童生徒と障害のある児童生徒との交流
エ	全ての教職員に対する障害理解と特別支援教育の推進	・基本研修・専門研修の充実
(5) 学校におけるバリアフリーの充実		
ア	学校施設のバリアフリー化の推進	・車椅子使用者用トイレ整備(小学校75校) ・スロープ等による段差解消(中学校47校) ・要配慮児童生徒在籍校等へエレベーター整備(小学校3校、中学校3校)
イ	介助者などの配置	・学校生活介助アシスタントの配置 ・発達障害対応支援員の配置 ・看護介助員の配置
(6) 特別支援学校高等部における職業教育の充実		・就労支援コーディネーターの配置 ・職業自立推進運営委員会の開催 ・職業指導講師の配置
4 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充		
ア	幼稚園・保育所における障害児の受け入れの推進	【教育委員会指導室】 ・幼稚園・保育所等における障害児の受け入れの促進 ・専門家チームの派遣
		【子ども青少年局保育運営課】 ・幼稚園・保育所等における障害児の受け入れの促進 ・専門家チームの派遣
イ	放課後事業での障害児の受け入れ促進	・留守家庭児童育成会障害児受入推進助成 ・留守家庭児童育成会専用室障害児受入促進助成 ・トワイライト要配慮児童対応業務委託 ・トワイライトスクール等における医療的ケア児支援事業
ウ	共に学ぶ交流機会の創出	・児童館留守家庭児童クラブ障害児対応支援員の配置 ・交流及び共同学習の推進

## 名古屋市障害者基本計画(第5次)の進捗状況

基本的方向性		令和7年度の状況(予定)
第8 防災・防犯などの推進		
1 防災対策の推進		
(1) 災害時の避難・救助体制などの充実		
ア	建築物・道路・公園などの福祉環境整備	・避難行動要支援者名簿の作成・更新および地域への名簿情報の提供 ・個別避難計画作成モデル事業の推進
イ	避難支援訓練の実施	・地域における指定避難所運営訓練等実施の支援 ・自主防災組織など地域における訓練実施の支援
ウ	災害時の医療体制の検討	・地域災害医療部会の開催 ・医療救護活動用備品の配備 ・災害用救急医薬品等の整備
エ	福祉避難所などの拡充	・福祉避難所の指定及び協定締結 ・「大規模災害時における民間宿泊施設の避難所としての活用(福祉避難所としての要配慮者等への提供)に関する協定」の締結 ・小学校などの避難所における福祉避難スペースの指定の推進
オ	福祉仮設住宅の供給	・大規模災害発生時の障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設における県との連携について、方策等を検討
カ	災害時のこころのケア体制	・大規模災害発生時には、DPAT隊の派遣要請および避難所等を巡回し、診療・相談に対応
キ	避難確保計画の作成等促進	・集団指導や指導監査等により、事業者の避難確保計画の策定・訓練の実施を促進
ク	耐災害性強化対策の促進	・施設整備費補助の協議案内
ケ	グループホームのスプリンクラー設備の整備補助	・施設整備費補助の協議案内
コ	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の緊急通報対応	・メール119、FAX119及びNet119による緊急通報の受付 ・救急搬送時における手話通訳者・要約筆記者の派遣
(2) 災害時の情報伝達手段についての検討		・多様な情報伝達手段の検討、運用
2 防犯対策の推進		
(1)	障害者支援施設などにおける安全体制の構築	・「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」による情報提供
(2)	防犯教室などによる啓発活動の実施	・防犯教室などによる啓発活動の実施
3 消費者トラブルの防止		
(1)	消費者教育の推進	・消費生活センターによる講座の実施
(2)	関係機関との連携	・高齢者や障害者等の消費者被害防止を関係機関と連携して推進するため、名古屋市消費者安全確保連絡会議の開催

## 障害者基礎調査の概要（案）

### 1 趣旨等

- 市内障害者の状況把握及び第 8 期名古屋市障害福祉計画の策定など今後の障害保健福祉施策の基礎資料とするため、「障害者基礎調査」を実施するもの。
- 身体・知的・精神・発達障害・高次脳機能障害・難病共通の調査項目で実施。  
(前回：令和 4 年度に実施)

### 2 調査期間（予定）

令和 7 年 10 月より 1 か月程度

### 3 調査対象者（案）

身体障害者（1～6 級）	8,000 人	手帳所持者から無作為抽出
※視覚障害、聴覚平衡障害、音声障害、 肢体不自由、内部障害の部位別		
知的障害者（1～4 度）	2,000 人	"
精神障害者（1～3 級）	3,500 人	ICD-10 の大分類で区分し人数に応じた比率数を無作為抽出
発達障害者等	500 人	障害福祉サービス利用者（手帳所持者を除く）から無作為抽出
高次脳機能障害者	400 人	関係施設等に協力依頼
難病等の方	2,000 人	特定医療費助成制度受給者から無作為抽出

### 4 調査方法

インターネットを活用した調査及び郵送法（高次脳機能障害者については、関係施設等の協力を得て配付又は郵送。回収はウェブ又は郵送。）

### 5 調査項目の概要（案）

区 分	内 容
基本属性	性別、障害、手帳等級、障害程度区分など
住まいや暮らしの状況	単身、同居、居住形態など
収入について	収入の種類など
障害福祉サービスの利用状況	サービスの利用状況、満足度、改善要望、将来の希望など
仕事について	就労状況、就労形態、将来の就労希望など
余暇活動	余暇の過ごし方について
金銭・財産管理について	日常の金銭管理者など
災害対策について	災害時の援助者の有無など
区役所・支所の窓口について	手続きのオンライン化（電子申請等）など
障害や障害者への理解について	差別の有無など
自由意見記入	自由記述



## 障害福祉サービス等利用者調査の概要（案）

### 1 趣旨

市内の障害福祉サービス利用者の状況把握及び第8期名古屋市障害福祉計画の策定など今後の障害福祉施策の基礎資料とする。

### 2 調査期間（予定）

令和7年10月より1か月程度

### 3 調査対象者（案）

障害福祉サービス利用者 約2,000人

対象	人数	備考
在宅サービス利用者	約800人	障害福祉サービス利用者から無作為抽出
通所施設利用者	約1,200人	

※施設入所者には、別途、「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施予定

### 4 調査方法

インターネットを活用した調査及び郵送（通所施設利用者については、関係施設の協力を得て配付。回収はウェブ又は郵送。）

### 5 調査項目の概要（案）

区分	在宅サービス利用者 通所施設利用者
基本属性	性別、年齢、居住区、障害手帳等級、障害支援区分など
住まいの状況	世帯状況、生活の場（居住場所、満足度、将来の希望）、介護者の状況把握
事業者選定	情報の取得方法
サービスの利用状況	相談支援事業、居宅介護、移動支援、短期入所、生活介護など日中活動の場の利用状況、満足度、改善要望など
利用者負担	負担額、負担感
市への要望	自由記述

バリアフリー整備相談支援事業の概要

区 分	内 容
趣 旨	<p>市が行う施設整備に障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者（以下「当事者」という。）が参画する場を設け、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまちづくりにつなげる取組みを行うもの。</p>
事業の概要	<p>(1)「当事者参画の場」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者参画の場を定期的で開催し、説明会や現地調査等を通じ、市が行う施設整備（公共建築物、道路、公園、公共交通機関）について当事者の意見を聴取する。</li> <li>・小規模な公共建築物の整備等は一覧にして当事者に情報提供する。</li> <li>・障害者、高齢者、子育て、性的少数者等多様な当事者や支援団体に参画を依頼する。（障害者団体連絡会及び福祉のまちづくり推進会議福祉関係委員出身団体に参画を依頼）</li> </ul> <p>(2)研修・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等所管課及び施設職員に対しバリアフリーや当事者の特性に関する研修を行うとともにより良い整備に向けた検証を行う。</li> <li>・当事者参画により出された意見について、集約・整理し、意見の概要を公表することで、市が行う施設整備に役立てるとともに、民間事業者への啓発にもつなげる。</li> <li>・当事者の意見を蓄積することにより、福祉都市環境整備指針の改定に役立てる。</li> </ul>

<p>実 施 体 制</p>	<p>事業に関する事務を処理するため健康福祉局に事務局を設置し、事務局業務のうち当事者参画の場の運営や当事者意見の集約・整理、施設職員への研修等を委託により実施する。</p>
<p>今後の 予 定</p>	<p>令和7年4月～ 事務局業務受託者入札事務 9月 第1回当事者参画の場開催</p> <p>※第1回当事者参画の場より前に当事者参画を実施したい整備案件への対応として、6月に当事者意見聴取会を開催</p>
<p>担当課</p>	<p>健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課 (令和6年度までは障害福祉部障害企画課)</p>

## 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の改正について

### (1) 基本的な考え方

- 本市では、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまちをつくるため、条例を制定し、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、市職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきた。
- しかしながら、令和5年6月3日には、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、言い合いが生じる場面があった。その場にいた職員は、言い合いを制止するため駆け付けたが、その後、別の参加者から差別用語を含む差別発言がなされたことも含め、発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わず、さらに、討論会終了後においても、差別発言に対する市としての説明や謝罪などの対応も行わなかったという事態が発生した。
- その原因究明、再発防止を図るために設置された検証委員会の報告において、「職員として差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない」等、市職員の人権問題に対する意識の低さが指摘された。また、市に関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築や、市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組などを規定する条例の改正が提言された。
- 本市としては、このことを重く受け止め、二度とこのような差別事案を起こさないため、市職員、事業者及び市民が「意識のバリアフリー行動」を実践することにより、障害者に対する偏見・差別のない共生社会を実現していく。
- このような決意の下、法等の改正に加えて、検証委員会の最終報告等をふまえ、所要の改正を行う。

(2) 主な改正内容

区 分	内 容
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「何人も、障害を理由とする差別をしてはならない」ことを明記</li> </ul>
定 義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の定義として、身体障害の種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加</li> <li>・事業者の定義（目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者）を追加</li> <li>・意識のバリアフリー行動の定義を追加 「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすこと」</li> </ul>
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を追加</li> </ul>
市 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知することを追加</li> <li>・市職員の責務として、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践することを追加</li> <li>・国及び他の地方公共団体と相互の連携を図ることを追加</li> </ul>
事 業 者 ・ 市 民 の 責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めることを追加</li> </ul>
事 前 的 改 善 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による合理的配慮の提供を支援するための施策を実施することを追加 (『障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業』令和6年10月事業開始)</li> </ul>

区 分	内 容
合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び事業者が行う合理的配慮の提供にあたっての留意点（代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する）を追加</li> </ul>
相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の相談窓口の具体的な窓口（区役所、支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）を明記</li> <li>障害者差別に関する相談に的確に対応できる人材の育成を追加</li> </ul>
助言又はあっせんの申立て・措置の求め・勧告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言又はあっせんの申立て、措置の求め及び勧告等の対象に含まれることを追加</li> <li>障害者差別解消調整委員会から市に対して措置の求めがあった場合、勧告を行うことを追加（勧告を行わないときは、その理由を公表する）</li> </ul>
啓 発 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人相互に人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動（あいサポート運動）を市全体で推進することを追加</li> </ul> <p>（『ナゴヤあいサポート事業』 令和6年10月事業開始）</p>
意思疎通手段の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が利用促進を図ることとしている意思疎通手段の項目（筆談・代読・代筆）を追加</li> </ul>
調 査 研 究 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談事例の分析、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集や情報の共有を追加</li> </ul>

（注）事業者による合理的配慮の提供の義務化については、令和6年4月1日の法施行日に合わせて、条例改正済み

## 株式会社恵が運営する障害者グループホーム等への対応について

## 1 経緯

日 付	事 項
令和6年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社恵が運営する障害者グループホームに対し指定取消及び指定の一部効力停止の行政処分</li> <li>・人格尊重義務違反や不正請求、監査における虚偽の報告等を確認したことにより、厳正な処分が必要と判断</li> <li>・厚生労働省による連座制の適用</li> </ul> 株式会社恵が運営する全国の障害福祉サービス事業所に適用
6月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が継続的にサービス提供を受けるための支援の実施</li> <li>・利用者やその家族のための専用電話相談窓口の設置</li> <li>・障害者基幹相談支援センター、計画相談事業所、名古屋市による利用者モニタリングの実施</li> <li>・利用者支援会議の実施</li> <li>・利用者の受入体制の確保</li> </ul>
8月13日	○株式会社恵が運営する障害児通所支援事業所に対し指定取消及び指定の一部効力停止の行政処分
8月31日	○グループホームふわふわ（緑区）について、有限会社ケアサポートによる運営に移行（事業譲渡）
11月8日	○株式会社恵の運営する全国の障害者グループホーム等に関する承継先の公表（厚生労働省） 一括承継先：株式会社ビオネスト（グループ会社含む）
12月1日	○指定取消を行ったグループホームふわふわ北、守山、天白について、新法人へ運営移行（事業承継） 運営法人：株式会社 INNOVEL HEALTHCARE ※株式会社ビオネストのグループ会社
令和7年 3月1日	○障害、介護併せて市内12事業所について、新法人へ運営移行（事業承継） 運営法人：株式会社 INNOVEL HEALTHCARE ※グループホームふわふわ港、生活介護リル港は事業廃止
事業承継以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期の運営指導実施</li> <li>○グループホーム利用者の継続的なモニタリング</li> <li>○株式会社 INNOVEL HEALTHCARE との利用者支援の観点からの懇談</li> </ul>

## 2 利用者支援の状況

### (1) 利用者支援会議の開催

#### ア 目的

株式会社恵が運営する障害者グループホーム利用者及びその家族のニーズを把握し、利用者の状況を適切に評価した上でサービス利用調整に必要な支援を行うことを目的とする

#### イ 構成員

利用者支援アドバイザー	愛知淑徳大学 教授 瀧 誠
各区障害者基幹相談支援センター	—
名古屋市強度行動障害者専門支援員	社会福祉法人ゆたか福祉会 今治 信一郎
行政職員	・ 障害福祉部長 浅井 令史 ・ 障害者支援課長 高木 慶太 他

#### ウ 開催状況

令和7年3月までで計17回開催。

### (2) モニタリングを通して把握された主な課題

計画相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、名古屋市職員がチームとなりグループホーム利用者・家族へモニタリングを実施。

モニタリングの結果を利用者支援会議で共有し、把握した課題について利用者支援会議としての意見を書面としてとりまとめ、株式会社恵及び承継先である有限会社ケアサポート及び株式会社 INNOVEL HEALTHCARE へ説明の上交付した。

#### 【把握された主な課題】

- ・ 食材料費の過大徴収発覚以降、株式会社恵より十分な説明がされず、納得がいく回答も得られていないと不満を訴えられる方が半数以上いた。
- ・ 不満がありながらも、利用者本人にとっては慣れた生活環境が良いという思いから、他のグループホームに転居することや、正面から不満を口にできず、様々なご苦勞を抱えているご家族の方が多い。
- ・ 主治医の変更、訪問診療、訪問看護について利用意思の確認・説明が家族にされていないケースや、関連事業所の利用を迫られたという訴えが複数認められた。
- ・ 利用者の日々の状況について、グループホーム職員と計画相談支援事業所や日中活動を支援する事業所職員との情報共有が不十分な事案が複数あった。また、グループホームの職員間での情報共有についても不十分な事案があった。
- ・ 職員からの虐待が起こった後の対応について、行政等の関係機関と事案を確認したにもかかわらず、被虐待者や家族へその後の事業所としての対応の説明が十分にされていないことがあった。



- ・市の状況調査において適切性が疑われる障害児の利用が確認された。
- ・個別支援計画やサービス等利用計画について本人・家族への説明と同意が得られていない状況が複数認められた。また、これらの計画内容についてグループホーム職員間での共有も十分に行われていなかった。

### 3 再発防止策の実施

以下の取組を推進し、不正が起こる前の未然防止や早期発見を徹底していく。

(令和6年度取組)

- ・指導監査業務に携わる人員を増員した他、一部事務を委託化
- ・グループホーム管理者に対する臨時集団指導の実施(令和6年10月24日)
- ・事業所における不適正な取り扱い等を早期発見し、不正等を未然に防止できるよう、新規指定後6か月以内での運営指導を実施

(令和7年度取組)

- ・指導監査業務の改善に向けた調査実施
- ・グループホームをはじめとする障害福祉サービスの質の確保・向上策の継続的な検討

令和7年3月21日

名古屋市 子ども青少年局長 佐藤 誠司 様  
健康福祉局長 山田 隆行 様

名古屋市障害者グループホーム利用者支援会議  
座長（利用者支援アドバイザー） 瀧 誠

子どもの障害者グループホーム及び短期入所の利用実態について（質問）

日頃よりお世話になっております。

さて、小職は名古屋市より日中サービス支援型グループホーム運営評価会議委員、株式会社恵の問題を発端に設定された名古屋市障害者グループホーム利用支援会議委員を委嘱され、両会議の座長を努めております。その中で子どもの障害者グループホームの利用実態に触れることとなりました。例えば、子どもへの適切な支援が可能と思われない日中サービス支援型グループホームでの15歳未満の一時保護委託の利用ケースの実態や日中サービス支援型グループホームにおける障害児の短期入所事例の複数の存在など、問題を感じざるをえない状況に触れました。

障害者施策推進協議会の会長の立場からも、名古屋市の障害児者施策の展開においてその実態を明確化し、必要な施策の構築が必要ではないかと思っております。

ゆえに以下の点について、ご回答願います（数値については令和2年度から6年度の間状況について）。

1. 児童相談所等からの障害者グループホームへの一時保護委託の実数、及びその年齢構成と障害の有無、種別などの数的実態及び判断過程など利用に至る実状。
2. 児童相談所からの精神科病院への一時保護委託の実数（児童病棟とその他の精神病床に分けて）、及びその年齢構成と障害の種別などの数的実態及び判断過程など利用に至る実状について。
3. 障害者グループホーム併設型または空床型の短期入所への実数、及び年齢構成と障害の種別などの数的実態について。
4. 児童相談所等からの障害者グループホームにおける15歳以上の障害児のみなし利用実数及び年齢構成と障害の種別などの数的実態について。
5. これらを踏まえたうえで課題解決への取り組み実態及び不足する課題、特に急ぐ課題への構想について。

以上 なごや障害児者福祉プランにおいては、これらのことについては課題化されていないと存じます。障害のある子もない子もライフサイクル、発達状況に応じた生活が保障される基盤づくりは名古屋市が進めるべき施策と考えます。現状と今後を見据えたご回答をいただきお願い申し上げます。

## 障害者基幹相談支援センターの実績について

### 1 趣旨

国における地域生活支援事業実施要綱の定めにより、市町村は基幹相談支援センターを設置又は委託するにあたり、協議会等で実績の検証等を行うこととされていることから、障害者施策推進協議会への報告を行うもの。

### 2 相談実績

別紙1のとおり

### 3 自己点検、外部評価及び市の評価

(1) センターによる自己点検・評価（令和6年6月～7月）

「令和5年度障害者基幹相談支援センター事業実施報告書」により実施

(2) 外部評価（令和6年7月）

区自立支援連絡協議会構成員へのアンケートによる評価（抜粋）

- ・質問1 障害者基幹相談支援センターに相談した内容は解決しましたか。
- ・質問2 相談したときの障害者基幹相談支援センターの対応はいかがでしたか。
- ・質問3 基幹相談支援センターを中心とした、名古屋市の相談支援体制は充実していると思われますか。

(3) (1)及び(2)に基づく基幹相談支援センターへのヒアリングの実施  
(令和6年9月)

(4) (1)～(3)を踏まえた市の評価

※外部評価結果は別紙2、市による評価結果は別紙3のとおり

令和5年度基幹相談支援センター相談実績

(別紙1)

1 相談件数の推移

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問	18,451	18,790	19,670
外来	45,867	48,578	50,267
計	64,318	67,368	69,937

2 相談者数の推移

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者	23,903	24,372	25,583
障害児	1,792	1,970	2,161
(うち新規)	(3,551)	(3,643)	(3,968)
計	25,695	26,342	27,744

3 相談者数の推移 (障害種別)

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害	4,007	4,092	4,229
重症心身障害	154	151	188
知的障害	6,698	6,558	6,666
精神障害	13,105	13,714	14,395
発達障害	1,816	2,087	2,349
高次脳機能障害	288	318	325
難病	225	241	272
その他	1,034	956	1,153

※障害種別欄について重複障害の場合は複数計上

※「その他」は手帳不所持等の方

## 4 相談件数 (区別)

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千種区	3,048	2,988	2,965
東区	2,459	2,383	2,843
北区	5,157	4,836	5,932
西区	4,876	5,649	6,086
中村区	4,095	3,125	3,742
中区	4,196	4,492	5,898
昭和区	4,388	4,677	4,285
瑞穂区	3,894	5,369	4,548
熱田区	2,369	2,710	2,270
中川区	5,105	5,201	4,897
港区	4,956	6,065	4,766
南区	4,172	4,634	4,803
守山区	2,838	2,653	3,139
緑区	5,989	6,615	7,007
名東区	3,378	2,766	3,449
天白区	3,398	3,205	3,307
計	64,318	67,368	69,937

## 令和6年度基幹相談支援センター各区協議会アンケート結果（抜粋）

(令和6年7月実施)

質問1 障害者基幹相談支援センターに相談した内容は解決しましたか。

質問2 相談したときの障害者基幹相談支援センターの対応はいかがでしたか。

質問3 基幹相談支援センターを中心とした、名古屋市の相談支援体制は充実していると思われますか。

センター名	質問1	質問2	質問3
	「解決した」「ほとんど解決した」と答えた割合	「よかった」と答えた割合	「充実している」と答えた割合
千種区障害者基幹相談支援センター	80.0%	80.0%	55.6%
東区障害者基幹相談支援センター	83.3%	94.4%	50.0%
北区障害者基幹相談支援センター	71.4%	76.2%	47.4%
西区障害者基幹相談支援センター	80.0%	60.0%	40.0%
中村区障害者基幹相談支援センター	72.4%	75.9%	42.2%
中区障害者基幹相談支援センター	81.3%	84.4%	50.0%
昭和区障害者基幹相談支援センター	80.0%	80.0%	35.3%
瑞穂区障害者基幹相談支援センター	68.8%	93.8%	61.3%
熱田区障害者基幹相談支援センター	65.0%	90.0%	25.6%
中川区障害者基幹相談支援センター	73.1%	88.5%	59.6%
港区障害者基幹相談支援センター	86.7%	93.3%	70.0%
南区障害者基幹相談支援センター	77.4%	96.8%	31.3%
守山区障害者基幹相談支援センター	79.5%	84.6%	53.1%
緑区障害者基幹相談支援センター	81.4%	90.7%	55.2%
名東区障害者基幹相談支援センター	68.8%	81.3%	38.5%
天白区障害者基幹相談支援センター	75.0%	100.0%	28.6%
全区平均	76.7%	86.7%	47.4%

評価項目	総合相談	地域移行・地域定着支援
	処遇困難な障害者（児）への相談支援	権利擁護
	地域環境づくり	苦情受付などの対応
	人材育成	精神障害者地域活動支援事業

区	市の評価
千種	<p><b>【地域環境づくりを評価】</b>                      区自立支援連絡協議会の中で新たに地域交流・研修部会を立ち上げ、交換実習を実施した。また、出張講座等を大学や医療といった専門機関を積極的に巻き込んで実施している。特に交換実習については、職員が他施設に出向いて学びあう機会を設けており、区内での連携強化と各相談員のスキルアップにも繋げている。</p>
東	<p><b>【精神障害者地域活動支援事業を評価】</b>                      地域に開かれた事業所運営を目指しており、ボランティアへの参加や受け入れ等、地域に対して認知度向上の活動に努めている。特に傾聴ボランティアの受け入れについては、利用者との交流の中で精神障害に対する理解促進に繋がっている。また、利用者が活動しやすい場を増やすため、他地域の精神障害者地域活動支援事業所との連携を行い、合同プログラムの実施を行っている。</p>
北	<p><b>【総合相談を評価】</b>                      障害分野や世代に捉われずにどんな相談でも一旦は受け止める「ワンストップ機能」を果たすべく取り組んでおり、障害分野以外の相談機関と連携を行う際には、本人に同行して支援を行うなど丁寧な対応に努めている。また、地域福祉相談を毎月行い、区内の全学区を巡回している。巡回相談は相談先に困っている人の最初の受付先として機能しており、その後、適切な社会資源への繋ぎを行うことで支援の実現を行っている。</p>
西	<p><b>【人材育成を評価】</b>                      区内の相談支援事業所とセンターの連携強化のため、順番に事業所を訪問し、懇談会の開催や事例検討会を積極的に実施している。特に一人職場の事業所が内部で抱え込まず、センターへ相談しやすい体制を構築することで地域の相談支援体制の向上に向けた人材育成に取り組んでいる。また、自立支援連絡協議会の部会や事例検討会から事業所が抱えている課題を抽出しており、出てきた課題を基に事業所にとって必要な研修機会を多く提供している。</p>

区	市の評価
中村	<p>【地域環境づくりを評価】</p> <p>事業所同士の連携強化を図るための取り組みを積極的に行っており、区自立支援連絡協議会の専門部会を目的別（啓発部会・スキルアップ部会など）にして多事業種別とも繋がること出来るよう工夫をしている。また、防災部会の研修の中で自助・共助を学ぶ機会を設けており、事業所間で協力して取り組めることを考えるよう促すことで地域との連携について理解を深めている。</p>
中	<p>【地域環境づくりを評価】</p> <p>区内の相談支援事業所に対してアンケートの実施や個別訪問を行う中で、現在の状況や個別の課題について共有、助言を行い、地域課題の把握に努めることで、積極的に顔の見える関係づくりを行っている。また、自立支援連絡協議会のネットワーク部会については新規事業所からも検討委員を募り共同で部会を運営するといった他事業所と交流を図る機会を設け、事業所間のネットワークの構築に繋がっている。</p>
昭和	<p>【地域環境づくりを評価】</p> <p>自立支援連絡協議会にて毎年作成を行っている事業所ガイドマップの配布等のために区内事業所を訪問し、協議会への参加呼びかけ、行事の周知及び個別相談・要望等を伺う機会を設けることで顔の見える関係づくりを行っている。また、SNSを活用した事業所紹介や勉強会等の周知も行っており、積極的に情報発信を行うことで、基幹センターの存在を地域に定着させるとともに他機関との連携強化にも繋がっている。</p>
瑞穂	<p>【総合相談を評価】</p> <p>職員同士の得意分野を生かし合い、センター内で相互に助言を行うことで支援の妥当性を保つことや、月2～3回程度の内部研修や事例検討による支援内容の検証、個別及びグループスーパービジョンによる振り返りを実施するなど、組織としての支援力の向上を図っている。また、地域の指定特定相談支援事業所との連携に留意し、ケア会議に同席するなど後方支援に積極的に努めている。</p>



区	市の評価
熱田	<p><b>【精神障害者地域活動支援事業を評価】</b>            フードドライブによる店舗訪問やボッチャ交流会への参加といった利用者の社会参加活動に力を入れており、地域住民の方と身近な形で直接交流の機会も設けることが障害に対する効果的な普及啓発に繋がっている。また、医療面や生活面で課題がある方への支援では、医療機関との情報共有を行ったうえで連携を図り、支援を行っている。</p>
中川	<p><b>【人材育成を評価】</b>            区内の相談支援事業所に前期・後期の年2回訪問し、事業所の現状把握や困難ケースへの助言、情報提供等を実施し顔の見える関係性づくりに注力している。相談支援の質の向上を目指し、訪問時に振り返り参加型スーパービジョンを試行しており、相談支援専門員の気づきの機会となるよう取り組んでいる。また、センターに常勤職員を多く配置しているメリットを生かし、他分野・多職種への理解を深める場へ積極的に足を運ぶことで職員の支援力向上を図っている。</p>
港	<p><b>【精神障害者地域活動支援事業を評価】</b>            学校で行う福祉教育や出前講座等に利用者にも講師といった役割で参加していただき、直接交流する機会を設けることで障害に対して、正しく理解できるよう普及啓発に取り組むと共に利用者のやりがいにも繋げている。また、重層的支援や民生委員と協働し、地域住民、子供、当事者が気軽に参加・交流できる「みなくるきち」を開催しており、地域の居場所作りに努めている。</p>
南	<p><b>【地域環境づくりを評価】</b>            区自立支援連絡協議会主催の「福祉避難所体験訓練」を実施し、区政協力委員や民生委員と当事者が直接関わることで初めてわかる体験を通じ、これからの学区での防災に関する取り組みに繋がるよう努めている。また、区自立支援連絡協議会で上がった課題を南区全体で考える場に持ち込み、積極的に地域全体を巻き込んで課題解決に努める姿勢が他機関連携の強化やより良い支援の充実に繋がっている。</p>

区	市の評価
守山	<p><b>【人材育成を評価】</b>  精神疾患の方の相談や支援が増えている傾向を踏まえ、相談員のメンタルヘルスや特性勉強会、カスタマーハラスメントについての研修会を行うなど相談員のスキルを高めるとともに細やかな助言を行い相談員の疲弊を招かないようサポートにも努めている。また、研修会の内容を動画配信する取り組みを継続しており、多くの構成員に学習の機会を提供している。</p>
緑	<p><b>【権利擁護を評価】</b>  虐待支援事例や触法事例等において、行政機関や専門機関をはじめとした多くの関係者と連携を行い、組織的な見守りを継続的に行っている。また、区自立支援連絡協議会の新たな取り組みとして権利擁護部会準備会を立ち上げ、人権意識を地域全体で高めていくことを目指し、ケース検討会、交流会及び研修会の企画を予定するなど活動を進めている。</p>
名東	<p><b>【地域環境づくりを評価】</b>  福祉事業所を知るきっかけとして、障害福祉事業所合同説明会を開催している。合同説明会には区自立支援連絡協議会未参加の事業所にも参加を呼びかけるなど、協議会活動の活性化にも繋がる取り組みとなっている。また、コロナ渦で一度は途切れた事業所間の繋がりや再構築のため、事業所職員交流会「メイトーク」を開催し、地域の支援者との良好な関係づくりに取り組むことで、支援体制の強化に繋げている。</p>
天白	<p><b>【地域環境づくりを評価】</b>  区自立支援連絡協議会の相談支援部会にて「天白精神保健・医療・福祉をむすぶ会」（通称：天むす会）を年に2回開催しており、重層的支援についての研修会や精神障害者の地域生活と精神科アウトリーチについての研修会を実施している。また、区まちづくり基金に基づく補助金事業として実施した「たまり場プロジェクト」の活動にも力を入れており、当事者の社会参加や事業所同士の連携強化にも繋がっている。</p>

## 第 1 回名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会

日時：令和 7 年 1 月 27 日（月）14:45～16:15

会場：名古屋市公館 3 階 特別会議室

### 次 第

1. 開会
2. 主催者あいさつ
3. 出席者紹介
4. 座長選出
5. 議事
  - (1) 検討の趣旨と対象
  - (2) 検討スケジュール
6. その他

### 配布資料

- ・要綱及び名簿
- ・配席表
- ・説明資料

別紙

○委員

氏 名	職 名
天野 直明	名古屋市老人クラブ連合会副会長
磯部 友彦	中部大学教授
入谷 忠宏	愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長
大竹 正芳	名古屋商工会議所商務交流部長
鈴木麻美子	名古屋難聴者・中途失聴者支援協会理事
高橋 和治	名古屋市住宅都市局建築指導部長
中井 恵美	子育て支援のNPO まめっこ理事長
橋井 正喜	名古屋市身体障害者福祉連合会会長
宮崎 幸恵	東海学園大学名誉教授
毛利 志保	日本福祉大学准教授

(五十音順)

○オブザーバー（宿泊事業者団体）

団体名
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
全日本ホテル連盟中部支部
日本ホテル協会中部支部
日本旅館協会中部支部連合会

（五十音順）

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

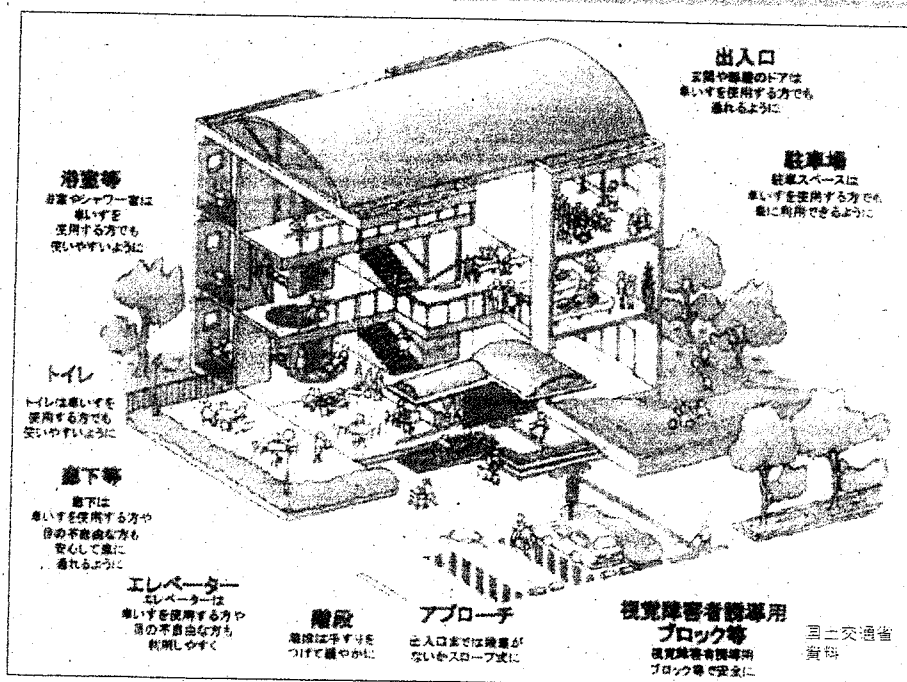
- 市内の宿泊施設については、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」が適用されているが、一般客室については出入口の幅の基準のみで、客室内部についての基準はない。
- 一方、東京都では、オリンピック・パラリンピックを契機に、新築等の宿泊施設の一般客室内部について、通路部分の幅などに関する基準を設定（同様の基準を定めている地方自治体あり）。
- 本市では、アジア・アジアパラ競技大会後に、社会や地域に貢献するレガシーとして、一般客室の内部の基準の制定をアジア・アジアパラ競技大会までにめざす。

- 基準制定に向けて有識者、障害者団体等から意見の聴取を行う懇談会を設置（令和6年度～令和7年度に4回程度開催予定）
- 健康福祉局の障害者施策関係の3つの会議に説明等しながら検討を進める
- 検討対象は一般客室内部とし、県条例より高いレベルの基準の制定をめざす。

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

## 建築物に関するバリアフリーの考え方

○高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保（バリアフリー法の主旨）



## 基準の概要

- 駐車場
- 視覚障害者誘導用ブロック等
- アプローチ
- 出入口
- 階段
- エレベーター
- 廊下等
- トイレ
- 浴室等

など

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

## ○ 現行の基準

愛知県条例（人にやさしい街づくりの推進に関する条例）による整備基準

### 対象建築物…

多数の方が利用する施設

学校、体育館、病院、  
社会福祉施設、劇場、  
物販店、飲食店、  
**ホテル・旅館**など

### 県条例による整備基準

- ・敷地内通路・廊下（幅・勾配など）
- ・出入口（幅など）
- ・エレベーター（かごの奥行など）
- ・便所（洋式便器・手すりなど）
- ・**ホテル・旅館のみ車いす使用者用客室設置：**  
2000㎡以上かつ50室以上の場合1室以上



ホテル・旅館については、廊下などの共用部分については基準があるが、**一般客室については出入口の幅の基準のみで、客室内部については基準がない。**

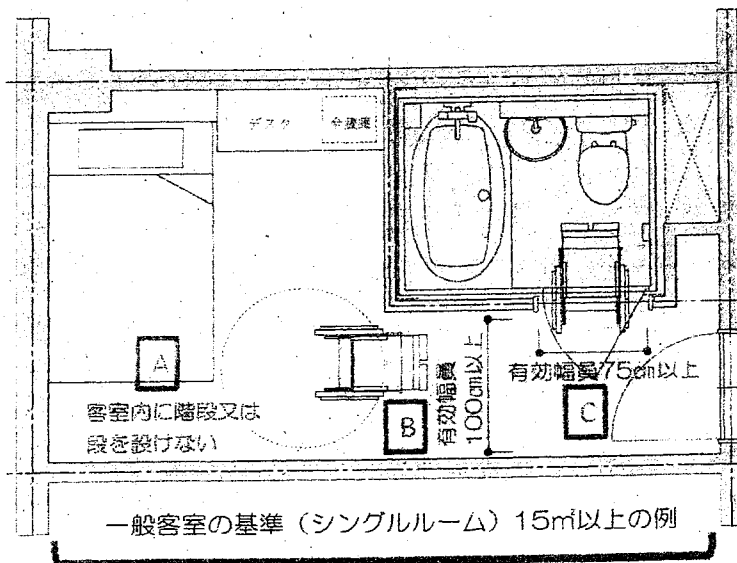
※建築部分が2000㎡以上のホテル・旅館はバリアフリー法対象

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

## 基準のイメージ（東京都建築物バリアフリー条例：一般客室の基準）

○東京都ではオリンピック・パラリンピックを契機に一般客室に基準を制定（全国初）

○対象：建築部分1000㎡以上のホテル・旅館の一般客室内部



- A** 客室内に階段又は段を設けない
- B** 便所及び浴室等の出入口に接する通路の幅は有効幅員100cm以上
- C** 便所及び浴室等の出入口の幅は有効幅員75cm以上

一般客室の基準（シングルルーム）15㎡以上の例

客室内部に基準制定

注）和室部分、増築等の場合の既存部分は対象外

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

## 一般客室の基準の比較表

バリアフリー法、愛知県条例に比べ、強化されている項目

	バリアフリー法	ひとまち 愛知県人街 条例	東京都 建築物 バリアフリー条例	Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ ガイドライン
宿泊施設の規模	床面積の合計が 2,000㎡以上	床面積の合計が 100㎡超	床面積の合計が 1,000㎡以上	全て
客室内の段差	—	—	階段又は段を設けない	原則として 段差を設けない
客室内の便所及び 浴室等の出入口に 接する通路の幅	—	—	100cm以上 (客室面積15㎡以上)	100cm以上
	—	—	80cm以上 (客室面積15㎡未満)	
客室内の便所及び 浴室等の出入口幅	—	—	75cm以上 (客室面積15㎡以上)	75cm以上
	—	—	70cm以上 (客室面積15㎡未満)	
客室の出入口幅	80cm以上	80cm以上	80cm以上	80cm以上
その他	—	—	—	ベッド移乗スペース等

# 名古屋市宿泊施設のバリアフリー化基準検討懇談会 第1回

## 検討スケジュール (予定)

年度	項目
令和6年度	第1回懇談会 趣旨・検討対象等 現状把握 (アンケート等)
令和7年度	第2回懇談会 基準 (素案) 等
	第3回懇談会 基準 (案) ・位置づけ等 パブリックコメント
	第4回懇談会
	基準制定 (条例上程・議決・公布)
令和8年度	アジア・アジアパラ競技大会 基準施行

※健康福祉局の関係の会議にも説明等を行いながら進める。



## 今後の名古屋市総合リハビリテーションセンターのあり方検討に係る懇談会について

### 1 趣旨

名古屋市総合リハビリテーションセンターは、障害者の相談から医療、訓練を経て、社会復帰に至るまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供する施設である。

附属病院については、令和7年4月からの市立大学病院化を予定していることから、指定管理者による運営を継続する福祉部門や、現指定管理者で本市外郭団体である名古屋市総合リハビリテーション事業団等について、公的関与を含めた今後のあり方を検討するため、各分野の有識者を交えた懇談会を設置するもの。

(敬称略)

### 2 構成員

区分	氏名	所属
学識経験者	宇都宮 みのり	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科教授
	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院	山下 純世	名古屋市立大学医学部附属リハビリテーション病院 病院長予定者
	三宅 正嗣	名古屋市立大学病院統括部参事
医療・福祉関係者	鵜飼 泰光	鵜飼リハビリテーション病院院長
	三ツ口 由紀子	名古屋市医師会理事
	橋井 正喜	名古屋市身体障害者福祉連合会会長
	入谷 忠宏	愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長
障害当事者	岩間 康治	名古屋ライトハウス情報文化センター所長
	長谷川 潤	高次脳機能障害友の会みずほ理事長

### 3 開催日程（予定）

開催時期	主な議題
第1回 令和7年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合リハビリテーションセンターの経緯と現状</li> <li>福祉スポーツセンターの現状と課題</li> </ul>
第2回 令和7年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学</li> <li>福祉スポーツセンターのあり方検討</li> <li>障害者支援施設等の福祉部門、高次脳機能障害者・視覚障害者等を対象とした専門的支援の現状と課題</li> </ul>
第3回 令和7年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設等の福祉部門、高次脳機能障害者・視覚障害者等を対象とした専門的支援のあり方検討</li> <li>総合リハビリテーションセンターの指定管理及び外郭団体の現状と課題</li> </ul>
第4回 令和7年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合リハビリテーションセンターの指定管理のあり方検討</li> <li>外郭団体のあり方検討</li> <li>懇談会意見まとめに向けた論点整理</li> </ul>
第5回 令和8年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>懇談会意見まとめ</li> </ul>